

期日前投票制度

期日前投票は、投票日当日に用事などで投票所へ行くことができない人が投票日の前日までに投票することができる制度です。

投票日当日に投票所に行けない理由を申し立てるとともに、その申し立てが真正であることの「宣誓書」を提出して投票することになります。投票所入場券の裏面が「宣誓書」になっていますので必要事項を記入の上、持参してください。

なお、以下の全ての期日前投票所で投票できますが、会場によって投票できる日時が異なりますので、注意してください。

期日前投票所	期間	時間
市役所本庁舎1階市民交流エリア屋内広場(パタ崎さん家)(※)(古川七日町1-1) 各総合支所	10月10日(金)～25日(土)	8時30分～20時
大崎生涯学習センター(パレットおおさき)(古川穂波3-4-20)	10月21日(火)～25日(土)	9時～19時
鬼首基幹集落センター(鳴子温泉鬼首字原43-1)	10月23日(木)・24日(金)	8時30分～17時
向山集会所(鳴子温泉字通原268)	10月22日(水)	10時～14時
寒湯生活改善センター(鳴子温泉鬼首字高剥14)	10月23日(木)	10時～14時

※10月19日(日)は「おおさき古川秋まつり」の開催に伴い、市役所本庁舎3階301会議室となります。

市役所本庁舎周辺マップ



投票所の変更について

以下のとおり投票区の投票所が変更となりますので、注意してください。

投票区	変更後	変更前
古川第7投票区	社会福祉法人ウィンズライフ「いろは」	稲葉南区集会所
鳴子第7投票区	鬼首基幹集落センター	オニコウベリフレッシュセンター

親子で投票所にGO!

公職選挙法の一部改正により、平成28年から投票所に同伴できる子どもの年齢が「幼児」から「18歳未満」に拡大されました。

市選挙管理委員会では、子どもが選挙を身近に感じられる取り組みとして、市内の小学校在学する児童を対象とした選挙に関するクイズを実施します。

クイズには、各投票所で配布するチラシの二次元コードから参加でき、正解者には抽選で記念品が当たります。この機会に、親子で投票所に行ってみませんか。



『届けよう 君の想いを 未来へと』

10月26日は 宮城県知事選挙の投票日です

あなたの投じる一票が、日本の明るい未来につながります。満18歳以上の人は、棄権することなく、清く正しい一票を投じましょう。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

問 選挙管理委員会事務局 ☎23-9124

投票日時 10月26日(日) 7時から19時まで ※鳴子温泉地域は18時までです。

投票所 入場券に記載された投票所を確認してください

開票日時 同日 20時45分から

開票所 タカカツアリーナ大崎(古川総合体育館)



大崎市で投票できる人

年齢が満18歳以上(平成19年10月27日以前に生まれた人)で、大崎市に令和7年7月8日以前から居住する、大崎市の選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

令和7年7月9日以降に県内から大崎市に転入の届け出を行った人は、前の市区町村で投票してください。

また、令和7年7月9日以降に大崎市から県内の市区町村に転出した人は、大崎市で投票してください。この場合、県内に引き続き住所を有していることの確認(※)が必要です。

※当日投票または期日前投票を希望する人は、あらかじめ「引き続き県内に住居を有する旨の証明書」の交付を受けておくこと円滑に投票ができます。証明書は、居住する市区町村に限らず、どの市区町村でも発行できます。

市内で転居した人

9月16日以前に転居の届け出をした人は、転居先の住所地の投票所で投票してください。9月17日以降に転居の届け

出をした人は、前の住所地の投票所で投票してください。

投票所入場券の発送

投票所入場券は、選挙の告示日(10月9日(木))をめぐに順次発送します。届いたら記載された内容をよく確認してください。配達の場合により、同じ世帯員でも別々に届く場合があります。

なお、入場券が無くても受け付けが可能です。紛失、または忘れた場合は、投票所の係員に申し出てください。

選挙公報の配布

候補者の氏名・経歴・政見などを記載した選挙公報を、10月24日(金)までに行政区長を通して各世帯に配布します。

不在者投票制度

投票日当日に、次のいずれかに該当する人は、不在者投票ができます。

▼出張・旅行などで大崎市以外に滞在している場合

10月10日(金)から25日(土)まで、滞在先の市区町村で投票ができます。希望する場合は、大崎市選挙管理委員会に、投票用紙などの必要書類を早め

に請求してください。

請求は、選挙管理委員会事務局(〒989-1618 古川七日町1番1号 市役所本庁舎4階窓口、郵送または大崎市公式LINE(※)で行えます。

※LINEでの請求期限は、10月22日(水)までです。

▼病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している場合

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票指定施設として指定した病院、介護老人保健施設、老人ホームなどの施設内で不在者投票ができます。

不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院・入所している施設に、不在者投票を行いたい旨を申し出てください。

▼障がいのある人が郵送で投票する場合

体に重度の障がいがある人などが郵送で投票を行う場合は、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、10月22日(水)17時までに所定の様式で投票用紙などの請求をしてください。

